

事件番号 令和4年(ネ)第166号
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求控訴事件
控訴人 平 和子
被控訴人 国

準備書面(控訴審第2)

2023年5月31日

札幌高等裁判所 第2民事部口係 御 中

控訴人訴訟代理人

弁護士 佐藤 博



外

第1 侵害行為の特定及び損害賠償請求における損害賠償法上保護された権利ないし法益について

1 控訴人の権利及び法益に対する侵害行為の特定

控訴人の権利及び法益に対する侵害行為は、改正PKO協力法に基づいて自衛隊をUNMISに派遣したことである。

より具体的に述べると、改正PKO法に基づき、実施計画が閣議決定され(その後実施期間の延長を繰りかえした)、この実施計画に基づき防衛大臣が自衛隊に派遣命令を発し、第1次から第11次隊が、南

スーダンに派遣された。

自衛隊の派遣は次のような状況のもとで行われた。以下の状況は、自衛隊派遣の実態を明らかにするとともに、派遣行為の違憲性・違法性、控訴人の権利・法益侵害の蓋然性を明らかにする事実である。

① 派遣された自衛隊員は、交戦法規やジュネーブ捕虜条約等の国際法上の権利保障がない（控訴理由書「第8」4(1)）。また、自衛隊員は戦場救護の装備も教育もなく派遣されている（同4(2)）。

このような状態での派遣は極めて生命を失う危険性の高いものである。

② 自衛隊員の派遣は、志願した者を派遣するのではなく命令に基づく派遣である。したがって、控訴人の息子も、命令を受け（第10次隊だけでなくそれ以降も）UNMISに派遣される可能性が常にあった。

③ 特に第10次隊（2016年5月から派遣）は、息子の所属する東千歳駐屯地の部隊を中心に編成されたが、同隊が派遣されていた同年7月にキール大統領派とマジャール第1副大統領派との間の武力衝突、いわゆる「ジュバ・クライシス」が発生した。この武力衝突は極めて深刻なもので、現地は戦場と化しPKO参加5原則は破綻していた。現に派遣部隊は活動できない状態が続いた。

政府・防衛庁は、その事実を把握していたにも関わらず、これを明らかにせず派遣を継続した（この戦場のリアリティと自衛隊員の状態については、控訴理由書「第8」1及び2）。

④ 自衛隊は当初「家族支援センター」を設置して「派遣された隊員の移動状況や安全に関する情報を提供」することを約束していたが、ジュバ・クライシス以降、「情報伝達範囲」を留守部隊までに制限し、留守家族には質問されたら答えるに止め、しかも「安全に関する情

報」の提供を除外した（控訴理由書「第8」3）。

これらの措置は家族の不安を増大させるものである。

2 上記侵害行為により侵害された損害賠償法上保護された権利ないし法益について

第2回弁論準備手続において、損害賠償法上保護された権利ないし法益は、①控訴人の生命、身体、健康及び財産という絶対権的的人格権、②控訴人が息子の命を失う危険性に直面させられないという人格的利益、③これを止める活動をするために息子と縁を切るという選択を控訴人が迫られないという人格的利益と整理された（調書より）。

上記の人格権の侵害の態様は以下のとおりである。

①について。控訴人が心的外傷後ストレス症候群（P T S D）及び持続性感情障害（外傷後遺症性うつ病）に罹患し、多様な心身症状が発現し（甲A271），心身の健康が害された。（控訴理由書「第7」）。

②について。控訴人の主張は、被害者となる（命を失う）危険性のみならず、加害者となる（命を奪う）危険性という点も本件では包含している。控訴人の息子が、自衛隊員として、U N M I S S へ派遣されることによって、被害者となる（命を失う）危険性・加害者となる（命を奪う）危険性があったため、控訴人は、子を思う母として、重大な精神的苦痛を受けた。

③について。安全保障関連法に関する電話相談が自衛隊に筒抜けになってしまっており、控訴人は、自衛隊内で難しい立場に置かれてしまった息子から叱責されたことから、息子と絶縁せざるをえなくなり、重大な精神的苦痛を受けた（甲A271）。

第2 準備書面（控訴審第1）3(3)の記載について

1 原審準備書面20では、第10次隊から第11次隊にかけて、派遣部

隊及び隊員の「安全に関する情報」が家族に対して、「適時に、正確に」伝えられることはなく、むしろ情報の管理と統制が徹底されたことを明らかにしている（なお、第10次隊派遣以前の状況について準備書面16・22）。

上記の主張から明らかなとおり、控訴人の息子が派遣される可能性のあった本件PKO第10次隊の派遣以前から、南スーダンへのPKO派遣はPKO参加五原則に違反し違憲違法の状態にあった。防衛省・自衛隊は、この状態を認識していながら控訴人を含む国民に適切な情報を提供しなかった。

特に第10次隊派遣以前においては、防衛省・自衛隊は、家族に対し、適時に正確な安全情報を提供すると約束していたにもかかわらず、把握していた南スーダンの内戦状況（PKO参加五原則違反の状況）を正しく説明することができなかった。

このような情報が国民に直接提供されていれば、本件派遣に焦点が当たって反対世論の形成がなされ、本件派遣はそもそもなされなかつた可能性は相当高い。これは、2016年12月に発覚した日報隠匿で、当時の防衛大臣・防衛省幹部が更迭された事態からも明らかである。

かかる事実は、本件PKO派遣によって前記の控訴人における損害賠償上法保護された権利ないし法益のいずれをも侵害されたこと、および、本件PKO派遣の違法性が重大であることを示す重要な間接事実である。

控訴人は、戦場に派遣されるかもしれない危機感と、息子の命を守るために行動することがかえって息子との縁を切らなければならないという不条理な選択を迫られる事態を招き、心身を害する結果となった。

正確な情報を開示せず、隠蔽し続けた、という事実は、本件PKO派遣が控訴人の権利利益（平和のうちに生きる権利に引き付けられるもの

で上記整理でいえば④) を侵害する行為に包含される重要な事実あり、かつ、派遣行為の違法性が極めて大であることを示す顕著な間接事実である。

以上